

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 取締役常務執行役員 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションの導入ならびにストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額の変更及び内容の変更に関するお知らせ

当社は、取締役及び監査役に対して株式報酬型ストックオプションを導入することとし、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の変更及び内容を変更することについて承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社は、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有して株主重視の経営を一層推進するとともに、取締役については、業績向上に対する貢献意欲や士気をなお一層高めて企業価値の向上を目指すこと、監査役については、業務監査の一層の充実を図り、ガバナンスを確立することにより企業価値の向上を目指すことを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入することと致しました。つきましては、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額の変更及び内容の変更につきご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容(報酬額変更の経緯)

当社の取締役の報酬額は、平成 20 年 6 月 23 日開催の第 9 回定時株主総会において、年額 300 百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、当社の監査役の報酬額は、平成 11 年 7 月 23 日開催の創立総会において、年額 60 百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。また、平成 19 年 6 月 25 日開催の第 8 回定時株主総会において、上記報酬額とは別枠として、当社の取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、それぞれ年額 100 百万円以内、及び年額 30 百万円以内とする旨、ならびに新株予約権の内容についてご承認いただいております。

今回の株式報酬型ストックオプションの導入により、当社の取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役は年額 400 百万円以内、監査役は年額 100 百万円以内に変更することとし、また、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容として、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とすること等につき変更させていただきたいと存じます。

株式報酬型ストックオプションの具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、業務執行の状況及び貢献度等その他諸般の事情を勘案して取締役会の決議にて定めます。

当社の取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりと致したいと存じます。

(1) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は、取締役については800個、監査役については200個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権の目的である株式の総数は、取締役については800株、監査役については200株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から1年を経過した日より10年間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有していることを要し、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記の(2)ないし(7)の点について、上記の新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員(当社の取締役を兼務する者を除く。)に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以 上